

公 売 心 得 書

第1条 次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者（これらの者を使用する者及び入札の代理人とする者を含む。）については、その事実があった後2年間公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ又は入札をさせないことがある。

- (1) 入札をしようとする者の公売への参加若しくは入札・最高価申込者の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
- (2) 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者
- (3) 偽りの名義で買受申込みをした者
- (4) 正当な理由がなく買受代金の納付期限までにその代金を納付しなかった買受人
- (5) 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、公売による売却の実施を妨げる行為をした者

第2条 入札をしようとする者は、公売保証金（以下「保証金」という。）を要する場合にはこれを納付した後でなければ入札をすることができない。

- 2 保証金は、現金又は小切手（自己宛てに限る）で納付しなければならない。
- 3 保証金は、機構指定の公売保証金納付書に保証金を添えて提出することにより納付しなければならない。
- 4 前項の保証金を納付したときは、公売保証金受領証書を交付する。

第3条 入札は、機構指定の入札書により行うものとし、入札書は住（居）所及び氏名又は名称を記載して期限までに提出しなければならない。

- 2 代理人をもって入札し又は開札の立会をしようとするときは、あらかじめ入札者の委任状を提出しなければならない。
- 3 入札者は、如何なる理由があってもその提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることができない。

第4条 開札は公売公告兼見積価額公告（以下「公告」という。）に記載の日時、場所において行う。

- 2 入札者又はその代理人が開札に立ち会わなかったことを理由として不服申立てをすることはできない。

第5条 次に掲げるものは、入札がなかったものとすることがある。

- (1) 保証金を要する場合において、これを納付しなかったもの又は納付金額が指定の金額に達しないもの
- (2) 公売公告、本心得書その他法令の規定に違反したもの

第6条 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額による入札者を最高価申込者として決定する。

2 前項の場合において、最高の価額による入札者が2人以上あるときは、その入札者に更に入札をさせ、なお入札の価額が同じときはくじで最高価申込者を決定する。

3 最高価申込者を決定したときは、その氏名又は名称及び価額を呼び上げた後入札の終了を告知する。

第7条 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限る。）で入札し、次順位による買受けの申込みをした者を次順位買受申込者に決定する。

2 前項の場合において、申込者が2人以上ある場合はくじで次順位買受申込者を決定する。

第8条 最高価申込者を決定した場合においては、最高価申込者の納付に係る保証金は、原則として買受代金に充当するものとする。

2 最高価申込者以外の入札者が納付した保証金については、公売終了後に公売保証金受領証書と引換えに返還する。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還する。

3 前項の保証金を返還するときは、公売保証金返還領収書の提出が必要。なお、返還を受ける者が営業者の場合は、その領収書に収入印紙（200円）が必要になる。

第9条 入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがある。

第10条 公売財産は、公告に記載の日時及び場所において買受人に対して売却決定を行う。

2 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行う。

第11条 買受人は、買受代金を公告に記載の代金納付期限までに現金又は小切手（自己宛てに限る）で納付しなければならない。

2 買受人が買受代金を第1項の納付期限までに納付しないとき、売却決定を取り消した場合においては、買受人の納付に係る保証金は当機構に帰属する。

第12条 買受代金の納付前に換価財産に係る徴収金の完納の事実が証明されたとき、その他時宜により公売の全部又は一部の取消し又は中止することがある。

2 入札者は、前項の取消し又は中止があってもこれに対し、不服申立てをすることができない。

第13条 引渡しを要する換価財産は、買受代金納付後に買受人に対してこれを引き渡す。

2 買受人は、前項の引渡しを受けたときは、買受財産受領証書を提出しなければならない。

3 買受人は、買受財産でその権利の移転につき登記（登録）を要するものについては、機構指定の所有権移転登記請求書に登録免許税、印紙代、その他の費用を添えてその登記（登録）を請求すること。

第14条 権利移転の時期は、原則として買受代金を納付したときとする。なお、許可及び承認を必要とする財産の場合は、それを得たときとなる。機構は、代金納付後の財産の毀損、盗難、焼失等による損害の責を負わない。

第15条 公売財産が滞納者等に保管されているときは、買受人に売却決定通知書を交付後、買受人が保管人から財産を受け取ることになる。この場合、上記売却決定通知書の交付により、機構管理者から買受人に対して公売財産の引渡しは完了する。

第16条 公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接地所有者と協議すること。

第17条 本心得書に規定していない事項については、国税徴収法、同施行令、同施行規則その他の法令の規定によるものとする。

愛媛地方税滞納整理機構管理者